

ふく やま やす お
福 山 泰 男

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文第275号
学位授与年月日 平成23年12月8日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 建安文学の形成と展開

論文審査委員 (主査)

教授 佐竹保子 教授 花登正宏
教授 三浦秀一

論文内容の要旨

目次

序章	小論の目的と対象・方法および概略	九頁
第一章	張衡「四愁詩」をめぐる——艶情の文学とその機能——	三七頁
補説	張衡「論貢举疏」辨誤	六五頁
第二章	趙壹の詩賦について	七一頁
第三章	後漢末・建安文学の形成と「女性」	八九頁
第四章	建安の「寡婦賦」について——無名婦人の創作と詩壇——	一〇九頁
第五章	曹操「十二月己亥令」をめぐる——文学テキストとしての「令」——	一四三頁
第六章	曹植の四言詩について	一六七頁
第七章	曹植の「少年」	一九五頁
第八章	曹植「白馬篇」考——「遊俠兒」の誕生——	二二一頁
第九章	曹植と「国難」——先秦漢魏文学における国家意識の一面——	二四五頁
第十章	「悲憤詩」小考——研究史とその問題点——	二七七頁
第十一章	「悲憤詩」と「胡笳十八拍」——蔡琰テキストの変容——	三二一頁
結語		三四九頁

小論の目的と対象・方法

漢末魏晋の王朝交代期、およそ百年にわたる政治社会の激変期は、文学が大きく変貌を遂げた時代である。とりわけ後漢末建安年間を中心に展開された建安文学は、それ自体のみならず、その前後の漢・

魏晋文学を、受容・形成という観点から理解する上においても、なお検討の余地を様々に残す。

建安文学に関する従前の論及や論著は、その文学史区分に通説がなく、また「建安の風骨」のような建安文学を性格づける様々な概念について解釈・理解に定論がない。そのような研究の現状を踏まえ、小論は、建安文学を新たな射程・時代範囲の中で捉えるとともに、建安文学に対する既成の概念・批評を乗り越え、個々の文学テキストの考察を通し、その再検討・再発見を試みた。

従来、建安文学を漢代文学の範疇に属さず、魏晋南北朝文学の起点と捉える見方が一般的であり、漢代、特に後漢文学との連続性・連関性に注目する観点や考察は必ずしも十分とは言い難い。建安文学は、漢代の楽府・民歌や辞賦等、様々な伝統の継承上に誕生するが、そのような漢代の文学規範の継承とともに、それからの脱却が建安文学を形作る。しかし、建安文学が備える逸脱性は、接続する後漢時代にすでにその確かな萌芽・形成を見いださう。漢から魏への文学的変移について、直接作品テキストに加えるべき考察、それにより建安文学形成の足跡を見る作業は、なお多くが残されている。小論は、建安文学を後漢、特に中後期からの連続性・継承性から、言い換えれば形成という観点から再考察した。さらに、建安文学を前代からの継承・形成だけでなく、その後の受容という観点からも些かの検討を加えた。

小論は、建安文学を、後漢中後期から魏晋へと文学が変貌を遂げていく、その通過点として捉え、その特質を検証した。以下、小論が論及する範囲は、後漢中後期の張衡に始まり、漢末靈帝期の趙壹を経て建安詩人にいたる。

各章の概略

小論の第一章に位置づけた張衡は、後代の文学に及ぼす規範力や建安文学の形成を捉える上で、後漢中後期における注目すべき作家である。張衡は、学術・政治・著述等に多才な業績を残した東漢時代中後期を代表する学者・文人であり、その文学は、漢代の『七略』的学術世界を網羅するような多様な活動の一つにすぎない。従って張衡を通し、後漢中後期の学術・文化・政治社会における文学の機能・位置づけの一端をうかがい知ることができる。

初めに張衡の七言体「四愁詩」を取り上げ、この作品を張衡の官界における挫折と憂愁の表現と説明する「序」が、後に付加された偽作であることを検証した。「四愁詩」は、俗体の漢代歌謡に連なる情詩としての性格が濃厚である。そのことは西晋以後の傅玄「擬四愁詩」等の模擬作品における受容のされ方を見ても明らかである。

さらに、情歌として五言詩「同声歌」を見、その性愛表現の斬新さに注目した。『漢書』芸文志の方技略に「房中」の類があるが、「同声歌」は性のタブーを超える作者の合理精神がうかがえ、早期の五言詩作品としても文学史上意義がある。

張衡には艶情を詠む作品が多い。小論は、一士人が、恋愛・情愛の歌を制作する根底の思念に、『易』の生々の思想を見、男（乾道）女（坤道）の交情を描く詩賦は、彼にとって陰陽観に連なる合理的な表現活動の一部であることを明らかにした。

また、張衡にとり文学が、『易』を中心として構想された『七略』的全体、漢代の学術体系の中で重要な位置をしめることを指摘した。その機能・価値、そして社会的・儒教的因襲やタブーから自由な作品制作において、張衡の文学は、小論の各章で個別に見る建安文学の性質をすでに備える。張衡の文学は、建安文学が形成される上での先蹤と見なしうるのである。

第一章の補説として、張衡当時の文学環境を考察した。『通典』を出典とし、諸輯本に収録される、張衡「論貢挙疏」は、半世紀ほど後の文人、蔡邕の「宜所施行七事」中の「五事」として掲げられる上

表文と同一の文章である。小論は、両者の時代・政治的背景から、同書が張衡ではなく、蔡邕の著作であることを論証した。蔡邕の資料は、靈帝の人材登用政策に対する反対意見である。それは当時の文学が俗語を重視し、軽薄に傾くことへの批判を述べるが、類似の主張が、張衡と交友のあった王符の「潜夫論」務本に見える。王符の論から、張衡の当時、すでに衆人受けをねらう詩賦の作家が目立っていたことがわかるが、そのような傾向は、蔡邕の頃には宮廷の中まで浸透していった。王符が問題視した著述における「異」「怪」「奇」という方向性や、蔡邕の批判する文学風潮から、東漢後期の文学がもつ、既成の因襲からの逸脱への傾きをうかがうことができる。張衡の詩賦は、そのような東漢中後期の文学環境に取り囲まれていたのである。

第二章は、東漢後末期という、士人による抒情小賦や五言詩の制作が目立ち始める韻文史の転機において見落とし難い作家、趙壹について考察した。小論はまず、『後漢書』趙壹伝の記載に誤りがあることを検証し、訂正を加えた結果、趙壹は酈炎や孔融より年長の、おおむね蔡邕と同時代の人物であると推定した。

次に「窮鳥賦」を引き、士人自らの姿が、鳥のアレゴリーにより示されている点に、後漢末における劃期性に注目した。趙壹の「窮鳥」は、魏晋の詩人達の描き出した飛翔のメタファーにも連なるという点で意義がある。さらに、「刺世疾邪賦」を取り上げ、その最後に詠まれる二編の五言詩に着目した。詩を含む「刺世疾邪賦」全体は、外戚・宦官への刺譏と体制の峻拒を述べ、その激しい言辞は、当時の賦の通例から大きく外れる。さらに、この韻文作品の逸脱性は、「秦客」「魯生」二首の五言詩が、全体で一篇の賦という枠の中で詠まれるという形式にある。それは、五言詩が、賦と同じように士人一個の感懐を表白するエクリチュールとなりえたことを端的に示す。その意味で趙壹詩は、建安詩に連なる先駆性をもつ。五言詩の形成過程に関し、小論は、趙壹の詩賦を通し、抒情小賦から抒情詩への変移・派生という新たな方向からも明らかにした。

第三章は、漢末・建安文学を形成する要因としての「女性」の存在に着目した。小論は、はじめに歴代の図書目録に収録されている女性作家の作品集を概観し、建安を含む漢末魏晋は、女性作家の存在が目立つとともに、女性の表現・言説が女訓書の伝統を含め次第に注目されはじめた時代であることを見いだした。次に後漢中期の班昭、後漢後末期の女性とされる徐淑に、後漢末文学史の中で果たした女性の役割の大きさを見た。

女性の悲遇は、建安文学の大きな関心事の一つであるが、具体的で身近な個としての女性が建安詩の会詠対象となっている事実が指摘できる。蔡琰という同時代に実在した女性の数奇な一生も、女性題材に関心をもつ丁廙等の建安詩人に大きな触発を与えた。蔡琰「悲憤詩」は、女性の一人称による自伝的形式、女性の視点による女性描写にすぐれた文学テキストである点で、建安文学の作品の中でも卓越する。また、「蔡伯喈女賦」の作者、丁廙については、その妻も「寡婦賦」という作品を制作したと伝えられる。「寡婦賦」には、他に曹丕・王粲の佚文が残るが、特に丁廙の妻の作品水準が優れる。

建安の文学形成における「女性」は、創作を触発するテーマとして重要なだけでなく、新たな文学制作者として建安文学に果たした役割も大きい。小論において、建安文学は、「女性」がその枢要な部分を形成したことを強調した。

第四章は、建安詩壇において会詠された「寡婦賦」を考察した。それを通して、建安の文学における「女性」は、表現対象としてだけでなく、創作の担い手として文学史に位置づけることが可能かという前章で掲げた課題を、さらに具体的に検討した。丁廙の妻の「寡婦賦」は他の建安詩人と比較し作品の水準・完成度が高い。他の男性詩人による「寡婦賦」に、丁廙の妻ほどの新しさが見られないのは、「寡婦」の会詠が即興的に行われたことを推測させる。水準の追求より詩人集団の会詠そのものに意義を見

る、建安詩壇確立期における詩賦競作の一実態もうかがえる。

女性自ら「女性」を表現対象とし、文学制作を行ったとすれば、その背景・要因は何か。小論は、「寡婦賦」の作者の経歴・人間関係を考察し、丁廙の妻の作品が真作である蓋然性を検討した。しかしなお、一婦人が、建安の文学活動に参加する動因は何か。それを探るため、建安詩壇形成の要因として、曹操が儒教的価値観に対抗して新たに「文学」の価値を宣揚したことに言及した。儒教テキストは、「寡婦」=抑圧される者という観念をもつ。建安の詩人が、儒教において忌避され負の価値を帯びていた「寡婦」に成り代わり、「寡婦」の目線からその心情を詠うという試みは、儒教的価値の桎梏を外れてこそ可能になった。建安の詩人集団は、文学に旧習を突破する新たな生命を見出した。小論は、そこに生じる比較的自由的な価値観、開放的文学空間こそが、女性による詩壇活動への関与を可能にした大きな要因の一つであることを考察した。

第五章で検討に及ぶ曹操の文章は、ほとんどが政治的散文であるが、二〇世紀に入り魯迅によってその文学性が示唆される。小論は、曹操散文の大半をしめ、主要なジャンルと言える令について取り上げた。はじめに「求才三令」が、新たな選挙基準の発令という政令の指示伝達文というより、反儒教的価値観をうたった「挑戦状」であり、その書き方も一定の格式を逸脱していることにふれた。曹操は、書きたいこと(=内容)を書きたいように(=書き方)書いているのである。

次に「十二月己亥令」を挙げ、内外の曹操批判層に対する弁明のための政治的文章と見られてきたテキストに対し、その文学性を見た。「十二月己亥令」は、簡潔な物語性、私的感慨や告白スタイルをもち、政治史料以上に作品テキストとして読者に開かれている。後漢末より三国時代にかけて、広範な言論の交流、流通がなされていたが、「十二月己亥令」は、そのような背景の中で生み出された論争的テキストでもあり、受け手の多重性を意識しつつ、随意に書き方を変えている。また、令という命令的・権力的な政治様式が、自伝的表現を有するのは、等身大の個人を回復しようとする文学の役割がそこに果たされているからである。曹操の文学的営為は、建安文壇の活動とは離れた位置にあった。後漢末の言論闘争において、曹操が発信した令という政治的テキストは、多様な文学性を帯びるが、小論は、既成の文学様式と異なり、様式規範をもたない政治的通達文に自由な書き方を施そうとする、曹操の新奇な表現方法を指摘した。

曹操が開いた、「書きたいことを書きたいように書く」文学は、曹植という後継者を得る。しかし、曹操が因襲の破壊者という一面をもつのに対し、曹植は漢代の様々な文学因襲・文化的伝統の創造的継承者として、魏朝成立後もさらに建安文学を推進していく。第六章は、曹植の四言詩を論題に取り上げ、建安文学における創造性的一端を垣間見た。はじめに、魏の黄初四年に、文帝曹丕へ献呈された四言詩二篇「躬を責むる詩(責躬詩)」、「詔に応ずる詩(応詔詩)」を考察した。「責躬詩」は、教訓性のつよい公的作品であった漢代長編四言詩の伝統を受けつつ、そこに曹植という個における葛藤を詠い込めた。既存の文学因襲に創造の手を加える、曹植の試みの一端をうかがうことができる。同時に作られた「応詔詩」は、頌詞的四言詩とは異なり、連綿と描写される場面の展開によって、四言という単調なリズムに快感や躍動性をもたらしている。さらに「応詔詩」の分析を通して、曹植は、『詩経』の語句を踏襲する際、元の語句の意味を変改しつつ新しい文脈に組み入れる、ひねりをきかせる、洗練された詩語に仕立て上げる等の興味深い引用法を施していることを見た。

最後に、曹植晩年の偶感を述べ連ねた四言作品「朔風詩」に言及した。「朔風詩」は、四言独特の簡直な言い回しや文脈の屈曲、抽象的・象徴的な叙述が見られる。このような書き方は、先述した両篇の献呈四言詩とは大きく異なり、「朔風詩」の意図的手法であった。「朔風詩」においても、『詩経』は、文学的創造を施すための規範・因襲として消化されている。多様な修辞・題材そして豊かな文采をもた

らした曹植の四言詩は、この詩型の歴史にあって一つの頂点を成しているのである。

第七章は、曹植の作品における独自の詩語である「少年」に着目した。「少年」という言葉は、曹植以前のテキストでは『史記』『漢書』に多く見え、それらはおおむね游侠の少年を指す。両書における「少年」は、「悪少年」「軽薄少年」という言葉が示すように負のイメージがつよい。曹植の詩歌は、そのようなイメージをもつ「少年」を、むしろ義侠・友情・新生・生命力等を示す美的形象として肯定的・共感的に描いている。まず「名都篇」を取り上げ、都会の「少年」を詠む漢代楽府詩の伝統の上に、「少年」を新たな視点から描いていることを見た。「名都篇」は、都会の「少年」に焦点を絞り、永劫回帰するような「少年」の日々を詠い、その美的形象を描出している。「野田黄雀行」は、「少年」の游侠性や友情を題材とし、その美的側面を描いた作品として読みうる。「送応氏」第一首の「少年」は、遠景・点景として用いられるが、荒廃・衰滅するものと対比される、生命力や新生の象徴である。

さらに陶淵明にいたる文学上の「少年」を比較、瞥見した。游侠少年は、秩序の維持者であり同時に破壊者であるという両義性を宿している。曹植は、そのような両義性をもつ「少年」の文学的原型を確立したと言える。

第八章は、「白馬篇」を考察対象とし、関連して曹植の国家に関する意識・観念に言及した。「白馬篇」の游侠少年は、武技に遊ぶ者という私的・遊興的側面と、「国難」に殉じる憂国者的性格の両面を具有する。漢代にいたる游侠は、国家権力にとり秩序破壊者として弾圧の対象ともなる。游侠は、国家や社会秩序を超越し、個人の自立に立脚する存在であった。その逆に、父母や妻子を顧みず「国難」に殉じようとする「白馬篇」の「游侠児」には、曹植の創意がある。「白馬篇」は、南朝以後の楽府「少年行」が依拠するような典型となった。また、後代の游侠を題材とした戯曲等様々な文学ジャンルまで見わたすとき、それらの源流の一つに「白馬篇」を位置づけることができる。

第九章は、前章でややふれた曹植の国家に関わる特徴的な観念・意識に関し検討を重ねた。漢魏の王朝交代期のように、国家というものの自明性や正当性が問われる時、文学はどのような情念や意識をそれに投影してきたか。このような古代・中世転換期の国家像と文学の関わりを、曹植のテキストから探った。

先秦にその芽生えが見られた国家をめぐる意識・観念とその表象は、漢代帝国の成立にいたり様々な側面を示している。

後漢末の曹操・陳琳・蔡琰・王粲等の文学テキストからは、漢家という既存の国家をもはや帰属対象と見ないという現実感覚を備えた国家意識が読み取れる。国家を超越し新しい時代を模索する点に、建安文学の性質が垣間見えるのである。そのような、曹操や建安詩人の新たな国家観と全く異なる国家意識・漢家意識を有していたのが曹植である。小論は「丹霞蔽日行」や「送応氏」「情詩」が、曹植の傾頽・衰亡する国家＝漢家に対する哀惜の表現であり、一種の挽歌であることを論じた。漢末から魏初の詩人の中で、曹植のように国家＝漢家の衰滅じたいを主要な題材として詠むのは特異である。また、「贈丁儀王粲」と歴史人物論「漢二祖優劣論」を参照すると、後漢末の他の詩人に比し曹植の現実認識にずれが見られる。小論はなお、政治的言説から仮構の文学表象まで、「国難」「慷慨」等々曹植の国家・政治に関わる意識・感情を分析した。

魏呉蜀の勢力集団に共通する紐帯として游侠・任侠的習俗がなお働いている。しかし、個人・集団を結ぶ任侠的な関係を経験しない曹植は、自らの游侠の理想を「白馬篇」の「游侠児」に託し、そこに国家への侠的な犠牲の精神を込めたと考えられる。曹植の国家経営・政治参加への意志は、「游侠」に新たな文学的意味づけをすることによりその表現の場を得た。

曹植の文学における国家への義侠的な犠牲の精神は、他方で「慷慨」という言葉によって表されるが、

小論は、その概念について、再検討を加えた。曹植における「慷慨」の精神は、現実や体験よりは理想と虚構を創出する表現活動へと突き動かす意志や動因の一つであったとも言える。曹植の文学に表象される国家意識も、それを一つの背景としているのである。

〈敵〉の表象も、曹植のテキストに顕著である。曹植のテキストに見られる国家意識は、建安文学がもたらした新たな文学表象である。さらに、曹植の国家意識、特に国家に対する「犠牲」の情念を、近代国民国家の形成と文学の関係に類比し、曹植が時代を超えた国家像の一典型を描き出していることを指摘した。

第十章は、『後漢書』の蔡琰の伝に収載される「悲憤詩」を課題にあげる。「悲憤詩」について検討すべき問題は多々残されているが、その前に、「悲憤詩」に対する従来の研究をひとまずは通覧し検証する必要がある。小論は「悲憤詩」の研究史とその問題点について逐一検討・批判を加えたが、それは「悲憤詩」の受容史を考察する試みでもある。

一九五〇年代以後本格化した、真偽論を含む「悲憤詩」の論及は、必ずしも先行研究の批判的継承の上に発展してきたとは言い難いが、一九九〇年代に入り、旧来の考察の見直しや、テキストに内在する文学性の探求へと進展を見せ始めた。それらをふまえ、小論は「悲憤詩」について、それが真作であること、および作品形成の歴史的背景に一応の結論を下した。

第十一章は、真作・偽作を問わず蔡琰を詩的主体とするテキストを、仮に一括して「蔡琰テキスト」とし考察を進めた。「悲憤詩」と「胡笳十八拍」は、いずれも蔡琰が、一女性としての悲劇を詠んだ作品と伝えられている。しかし両作品は伝承テキスト、様式・表現、内容・思想等の様々な面において隔たりが大きい。真偽論に帰着させるだけでなく、両作品が様々な違いを示すその意義、所以を探る必要がある。小論は、「悲憤詩」と「胡笳十八拍」の本質的な差異、「胡笳十八拍」の形成過程、『後漢書』列女伝に収載されるテキストとしての「悲憤詩」の特質について考察した。

「悲憤詩」と蔡琰作とされる「胡笳十八拍」の表現上の差異は、心身の痛苦を表す身体、母性の表現や、華・夷の二元的世界に示される国家意識という観点から、その相違点が把握できる。小論は、「胡笳十八拍」の形成・特徴を探る上で、唐、大暦の進士、劉商による「胡笳十八拍」、および北宋、王安石によるその踏襲作から、さらに南宋末、文天祥のそれにいたるまで検証を試みた。それらの蔡琰作と伝えられるものを含む「胡笳十八拍」作品群が、華夷の対立と国家意識をつよく滲ませている点で、「悲憤詩」と大きく隔たることが理解できる。

さらに「悲憤詩」と本質的な差異をもつ「胡笳十八拍」作品群がどのように形成されていったのか、その過程で蔡琰作とされる作品の真偽問題を整理した。小論は、劉商「胡笳十八拍」を踏襲しつつ、より蔡琰という主体とその母子の情に立って変改を加えたのが、作者を蔡琰の名に仮託した「胡笳十八拍」ではないかと結論づけた。

最後に、「悲憤詩」が、「家」に対する観念を詠み込んでいることに注目し、『後漢書』列女伝の文脈において「悲憤詩」を再考した。蔡琰は、儒教社会の中で、家や門戸、血族の繋がりを希求する女性の典型的姿をも描き出しているのである。

蔡琰「悲憤詩」の中心テーマは、南匈奴への拉致・漢土への帰還という酷烈な体験、そして母子離別の悲劇と言える。一方、「蔡琰」・劉商と王安石等の集句・摸擬作を含む「胡笳十八拍」作品群は、そのような一女性の痛苦以上に、排外的な蛮夷観に基づく国家意識を詠いあげることの方に重点を置いている。建安文学に端を発する「蔡琰テキスト」の変容は、蔡琰像が、一女性の悲境から国家の悲劇の象徴へと変わっていくことでもあった。建安文学が特質としてもつ国家への意識とその表象は、唐宋を経て「胡笳十八拍」というテキストに変容し、受容されていったのである。

以上、小論は、後漢中後期から三国時代魏初にいたる百年あまりの射程において、「女性」「少年」「国家」等の側面から建安文学の再検討・再発見を試みた。(九九七二字)

論文審査結果の要旨

本論文は、「序章」「結語」と、本論の11章から成る。本論11章は、4つの部分に分けられる。すなわち、建安に先立つ後漢の文学を論じた第1～2章、「女性」の書き手という点から後漢文学と建安文学の連続性を論じた第3～4章、建安文学の中心である曹操とその息子曹植の作品群を論じた第5～9章、建安文学における「女性」の書き手である蔡琰の作品を論じた第10～11章である。

第1章「張衡「四愁詩」をめぐって——艶情の文学とその機能——」は、後漢中後期を代表する学者・賦家である張衡の詩歌を考察し、第2章「趙壹の詩賦について」は、張衡と建安文学の間に位置する趙壹の韻文を分析する。前者においては、社会的・儒教的因習からの自由さを、後者では、「鳥」モチーフや五言詩による詠志を、建安文学の先駆と位置づける。

第3章「後漢末・建安文学の形成と「女性」」は、書き手を女性とする作品が後漢中期から増加する事実を諸文献から跡付け、その各々について検討する。これを承ける第4章「建安の「寡婦賦」について——無名婦人の創作と詩壇——」は、建安時代の競作である「寡婦賦」の作者群に女性が一人含まれることの意味を考察し、男性による同題作との相違を論じる。

第5章「曹操「十二月己亥令」をめぐって——文学テキストとしての「令」——」は、建安文学の創始者とされる曹操「十二月己亥令」の、「令」ジャンルにおける特異性を考察する。第6章「曹植の四言詩について」は、建安最高の詩人とされる曹植の四言詩について、漢代までの四言詩の伝統の継承とそこからの逸脱を分析する。第7章「曹植の「少年」」は、曹植文学の「少年」モチーフを、前代のそれと比較して、その詩的昇華と後世への影響について論ずる。第8章「曹植「白馬篇」考——「游侠児」の誕生——」と第9章「曹植と「国難」——先秦漢魏文学における国家意識の一面——」は、「国家」との間に任侠的關係を仮構する曹植独特の国家意識を分析し、建安文学を総括する熟語である「慷慨」に関連づける。

第10章「「悲憤詩」小考——研究史とその問題点——」は、建安の女流詩人蔡琰「悲憤詩」の真偽について、多くの先行研究を整理し、真作の可能性が高いことを示す。それを承ける第11章「「悲憤詩」と「胡笳十八拍」——蔡琰テキストの変容」は、ともに蔡琰作という説のある「悲憤詩」と「胡笳十八拍」の「本質的な差異」を剔抉し、後者を、蔡琰に仮託した偽作と結論付ける。

章題は多岐にわたるが、建安文学と前代の文学との部分的な連続性を考察・抽出することによって、その非連続性を逆に際立たせる手法や、建安文学と前代の文学とを「女性」「少年」「国家」の三つの切り口から分析し、建安文学の形成・展開の様相を看取する視角は、論文全体を貫いている。こうした手法や視角は独創的なものとして、建安文学研究に新たな可能性を拓き、斯学の発展に寄与している。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。